

通訳案内士法第三十八条第一項の期間を定める政令案要綱

第一 通訳案内士法第三十条第一項に規定する登録研修機関の登録の有効期間は、三年とすること。

(本則関係)

第二 この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年一月四日)から施行するものとする。

(附則関係)